様式第５－３号（第13条関係）

　　年　　月　　日

公益財団法人　東京都中小企業振興公社

　　　　理　　事　　長　　　殿

郵便番号　　　　－

所在地

法人名

代表者名（氏名）　　　 　　　 実印

　　　　　　　　　　　　　　 （印鑑登録済のもの）

受　付　番　号

**年度創業助成事業実績報告書**

　　　年　月　日付　東中事創第　　号をもって交付決定の通知があった助成事業の

（　中間　・　完了　）の実績について、下記のとおり報告いたします。

記

１　助成事業概要　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

２　助成事業実施期間　　　　　　年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日

　　※　助成対象期間　　　　　　年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日

３　助成事業実施内容及び成果・・・・・・・・・・（付表）

４　確認事項（各項目の確認後、□に✓を入れる）

　法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所を、個人事業主の場合は税務署に届け出た主たる事業所等を都内に実在させ、かつ、都内において事業活動を実質的かつ継続して実施した。

　助成事業の実施に伴って生じた事業税及び都民税を東京都に対して納税し、滞納（分納）はない。

　公社、国、都道府県、区市町村の実施する助成金及び補助金のうち、創業関係の助成金又は補助金、並びに本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる助成金又は補助金の採択又は交付を受けていない。

　助成事業実施期間中に、別紙に定める中小企業者の要件を満たしていると共に、法人の場合、別の株式会社の完全子会社になっていない。

　特定非営利活動法人の場合、中小企業者と連携して事業を実施した、又は表決権を有する社員の２分の１以上が中小企業者である。

　上記各項目に関し、公社職員が正しい内容であるか確認する場合があることを了解した。

　（完了報告の場合のみ）本報告以降、以下のア～エの履行が義務付けられていることを了解した。

ア　助成事業完了年度の翌年度から５年間各年度が終了するごとに、速やかに、助成事業に係る過去１年間の企業化状況等について、別に定める企業化状況報告書を公社に提出すること。

イ　助成事業完了後から上記アで定められた企業化状況報告書の提出の終了時までにおいて、所在地の変更等をしたときは、別に定める所在地等変更届を速やかに理事長に提出すること。

ウ　助成事業完了後から、助成対象期間が終了した年度の翌年度から起算して５年間以上の期間、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所を、個人事業主の場合は税務署に届け出た主たる事業所等を都内に実在させ、かつ、都内において事業活動を実質的かつ継続して実施すること。

　　エ　個人事業主の助成事業者が助成事業者を代表者とする法人を新たに設立し、当該法人に助成事業を承継する場合には、当該法人が上記ア、イ及びウの履行を承継すること。

５　提出書類

(1) 助成事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等

　(2) 　助成事業の成果を明らかにするための写真、図面及び資料（カタログ・出展案内等）等

様式５－３号（別紙）

**助成事業実施において事業者が該当すべき中小企業者の要件**

以下に定める「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条及び株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令による中小企業者」に該当していること。

(1) 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（（２）から（４）に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令によるものは、上記（１）から（４）にかかわらず、以下のとおりとする

ア　ゴム製品製造業（一部除く）は、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が９００人以下の会社及び個人

イ　旅館業は　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が２００人以下の会社及び個人

ウ　ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人

(6)　 会社については、以下のア～エのいずれにも該当せず、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないこと

ア　大企業（※）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していること

イ　大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していること

ウ　役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していること

　　　　　但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれて

いないことが認められる場合を除く

エ　大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

　※　「大企業」とは、中小企業者以外の者で事業を営む者で、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当するものを除く

様式５－３号（付表）

**助成事業実施内容及び成果**

|  |
| --- |
| １　事業内容  ２　事業の経過（日程を含む）  ３　事業実施における助成金の活用内容  ４　事業の成果  ５　成果に対する今後の見通し・展開等 |